

住民が行政裁判に風穴をあけた

住民が  
行政裁判に  
風穴をあけた

\*\*\*\*\*

元日本経済団体連合会

東京経営者協会

経営労務コンサルタント

中村忠男

## はしがき

山梨県の直轄事業として、大規模開発したリゾート、「清里の森」の平成九年度の別荘地の地代賃料改訂を機に、別荘用地の賃借人から、山梨県を被告とする賃料減額訴訟が提訴された。

山梨県はバブル崩壊前に三〇%も値上げしたのに、バブルが崩壊しても「地代は上げること  
はあっても、下げることはない」と理不尽な態度で終始したため、行政事件に対して三%しか  
勝てないと言われていた訴訟であったが、やむを得ず、別荘地の住民は平成九年三月三日集団  
住民訴訟を提訴した。

経過は次の通りであった。

第一段階	甲府地裁	二年一カ月	五四名原告	敗訴
第二段階	東京高裁	一年二カ月	四三名原告	逆転勝訴
第三段階	最高裁	三カ月	上告不受理	山梨県敗訴

このような経過により、地方自治体が分譲する別荘地の賃料減額を命じる判決が確定したのは、日本の国内で初めての出来事であった。このことにより地代賃料減額の突破口を切り開き、その後二回に亘り山梨県が自主的に地代を下げたのである。「清里の森」全住民がその恩恵に浴したのはいままでの間でもない。

ところが、平成一〇年四月、同じ県の高根町の水道基本料金は、一般町民が一〇〇円の値上げに対し、別荘住民に対しては二〇〇〇円とした。値上げの差が実に二〇倍となる不当差別の暴挙に対し、別荘住民の主婦は怒り、地代裁判の三倍にも当たる原告人が参加し、平成一一年一〇月一五日に集団住民訴訟を提訴した。

経過は次の通りであった。

第一段階	甲府地裁	一年一ヵ月	一四二名原告	敗訴
第二段階	東京高裁	二年一ヵ月	一一一名原告	逆転勝訴
第三段階	最高裁	三年八ヵ月	一一一名原告	実質勝訴

この二つの行政裁判中、別荘地の地代賃料裁判は地代の適正評価を不動産鑑定士が行うので、そんなに苦労はなかったが、水道裁判の水道料金の適正評価は、大門ダムの建設から始まり、「峡北地域広域水道企業団」の買水、高根町水道事業、ダムを管理する山梨県と複雑多岐に亘

り広範囲なので裁判が長引く結果となった。

山梨県の労組幹部は「最高裁では負けたことがない」と大言していたが、山梨県の四四億円の空出張費等の公費不正支出訴訟でも、最高裁は県側の控訴を棄却した。

いままで、最高裁は違法不当な行政活動に対し、国民が司法救済を求めても、ほとんど勝てないし、又、勝ったとしても多大な年月と、費用と労力を要し、実質的にみれば目的を達することが出来なかったことから考えれば、隔世の感がある。

勝手な官の論理と債務のツケ回しで、消費者が官のツケを払わされてはたまらない。行政が恣意的に市民や企業の財産を侵しかねない危惧がある。

バラマキ型公共投資の典型として、過大な需要予測と、膨大なダム建設費を投資する一九七七年「水道法」改正で、導入された「広域的水道整備計画」によって、水道を使わなくとも金を払う責任水量制度がネックとなっている。

ダムありきで、過大な水道整備計画ができる悲劇はここ二〇年から三〇年の間、全国各地で頻発していたが、田中元長野県知事の脱ダム宣言によって沈静化している。

消費者は行政に対し、いつまでも泣き寝入りしては問題解決ができない。草の根運動によって、雨が降って地面が固くなるように、団結と結束を強めることがなにより重要である。

これがなければ行政にとっても勝てない。

世直しの一環として最高裁の変化もあり、集団住民訴訟による行政裁判は、目下、山梨県と高根町を相手に二連勝をしております、その裁判記録として、又、裁判記録に留まらない連帯意識の希薄となった人間関係を見直すきっかけとして、連帯感のあるコミュニティ作りを世に問うてみたく、この書を著した。

出版に当り、石村氏（株算法設計副社長）及び河口氏（鎌倉シルバー・ボランティアガイド協会所属）にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

二〇〇七年五月

中村忠男

住民が行政裁判に風穴をあけた

# 住民が行政裁判に風穴をあけた

## 第一章

\*\*\*\*\*

はしがき

1

リゾート開発したばかりの土壌・風土  
づくり

11

住民運動と章の根運動

清里の森とは

「草の根運動」に貢献した「清里の森ゴルフクラブ

「清里」別荘水道料差別事件の概要



## 第二章

## 第二章

\*\*\*\*\*

### 最高裁勝訴判決

27

### いよいよ裁判闘争

61

最高裁で水道裁判「住民勝訴」

弁護士選任

判決後の記者会見苦明文

水道料金値上げ問題の経過

最高裁での筆頭原声による陳述要旨

水道料金不当差別値上げに二六八戸支払拒否

一原声から最高裁勝訴の礼状

やむを得ず給水停止禁止の仮処分申請

観光イメーシングダウン

仮処分決定内容の一部

和解条件が頓挫

高根町水道給水停止禁止仮処分事件の感想

北杜市敗訴で太シヨク

最高裁判決を実行する要務書

最高裁への上申書

続きは  
完成版で  
お楽しみ下さい。